

# 高松市・香南町合併協議会 第 8 回 会 議

## 附属資料 ( 継続協議分 )

### 目 次

1	「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料(協議第24号資料) -----	1 ~ 4
2	「一部事務組合等の取扱いについて」に関する資料(協議第25号資料) -----	5 ~ 8
3	「消防団の取扱いについて」に関する資料(協議第26号資料) -----	9 ~ 14
4	「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料(協議第27号資料) -----	15 ~ 21

協議第24号資料

「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料

職 員 数 等 に つ い て ..... 2 ~ 4

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	
分類	職員数等	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 職員数	3,287人 (平成16年4月1日 現在)	76人 (平成16年4月1日 現在)
2 職層別人数	部長級 21人 部次長級 46人 課長級 133人 課長補佐級 232人 係長級 803人 一般職・教員等 2,052人 (平成16年4月1日 現在)	部長級 - 人 部次長級 - 人 課長級 8人 課長補佐級 9人 係長級 20人 一般職・教員等 39人 (平成16年4月1日 現在)
3 級別職種	(全職種) 1級 1 定型的な業務を行う主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務 2級 1 主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 相当高度の知識又は経験に基づく事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務 3級 1 高度の知識又は経験を必要とする主事もしくは技師又はこれに相当する職務 4級 1 係長又はこれに相当する職務 5級 1 相当困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務 6級 1 困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務 7級 1 課長補佐又はこれに相当する職務	(行政職) 1級 主事補、技師補、保育士、児童厚生員、教諭 2級 主事、技師、保育士、児童厚生員、教諭 3級 主任主事、主任技師、保育士、児童厚生員、教諭 4級 主査、主任主事、主任技師、保育士、児童厚生員、教諭 5級 係長、主席保育士、主任保育士、主任児童厚生員、主査、保育士、児童厚生員、主任教諭、教諭 6級 課長補佐、保育所長、児童館長、副主幹、主席保育士、主任保育士、主任児童厚生員、局長、幼稚園長、課長、係長、主査 7級 課長、主幹、保育所長、児童館長、局長、幼稚園長 8級 参事、課長、局長 印の付されている職務については、高度の知識又は経験を必要とする職務とする。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
香南町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い		部会名	総務																
分類	職員数等																			
現 況																				
項目	高 松 市		香 南 町																	
	<table border="1"> <tr> <td>8級</td> <td>1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>10級</td> <td>1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>11級</td> <td>1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務</td> </tr> </table>		8級	1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務	9級	1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務	10級	1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務	11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務	<p>(技能職)</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>自動車運転手、用務員、調理員その他の技能職及び労務職の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>相当の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>特に高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務</td> </tr> </table>		1級	自動車運転手、用務員、調理員その他の技能職及び労務職の職務	2級	相当の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務	3級	高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務	4級	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務
8級	1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務																			
9級	1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務																			
10級	1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務																			
11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務																			
1級	自動車運転手、用務員、調理員その他の技能職及び労務職の職務																			
2級	相当の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務																			
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務																			
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務																			
			問 題 点 ・ 課 題																	
			対 応 策																	
			調 整 案																	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い					
分類	職員数等					
現 況						
項目	高 松 市			香 南 町		
4 平均給料月額等	区分	一般行政職	技能職	区分	一般行政職	技能職
	平均給料月額	358,539円	347,589円	平均給料月額	311,632円	290,266円
	平均給与月額	417,272円	390,950円	平均給与月額	330,370円	294,183円
	平均年齢	42歳2月	44歳4月	平均年齢	42歳3月	52歳1月
	(平成16年4月1日現在)			(平成16年4月1日現在)		

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

協議第25号資料

「一部事務組合等の取扱いについて」に関する資料

一部事務組合等の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～8

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 高松地区広域市町村圏振興事務組合	<p>(構成市町) 高松市・塩江町・香川町・香南町・直島町・三木町・牟礼町・庵治町・綾上町・綾南町・国分寺町</p> <p>(共同で実施している事務) 広域市町村圏計画の策定 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 総合老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営 介護認定審査会の設置・管理運営 広域交流センターの設置・管理運営 し尿処理施設の設置・管理運営 南部ごみ処理施設及び同施設に併設する関連施設の設置・管理運営 西部ごみ処理施設と、それに併設するスポーツ・レクリエーション公園の設置・運営管理 椋川ダム建設 椋川ダムに係る水道水の供給</p>	<p>(構成市町) 高松市と同じ。</p> <p>(共同で実施している事務) 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。</p> <p>該当なし。</p> <p>高松市と同じ。 高松市と同じ</p>
2 木田香川地区町村税滞納整理組合	<p>該当なし。</p>	<p>(構成市町) 塩江町・香川町・香南町・三木町・牟礼町・庵治町・直島町</p> <p>(共同で実施している事務) 滞納町村税等の整理</p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・消防
-------	---------------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・両市町が加入している一部事務組合に差異がある。 ・香南町のみが加入している一部事務組合がある。 ・香南町では、土地開発公社を設立していない。</p>

対 応 策
<p>・両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 ・香南町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行うものとする。 ・土地開発公社については、高松市の制度を適用する。</p>

調 整 案
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 香南町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行うものとする。 土地開発公社については、高松市の制度を適用する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		16 一部事務組合等の取扱い		部会名	総務・企画財政・市民・消防
分類		一部事務組合等の状況			
		現況		問題点・課題	
項目	高松市	香	南	対応策	
		町	町		
3 讃岐地区広域消防組合	該当なし。	(構成市町) 塩江町・香川町・香南町・三木町・牟礼町・庵治町 (共同で実施している事務) 消防組織法及び消防法の定める消防事務 水利施設の設置及び管理並びに非常備消防に関する事務を除く。 液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち、以下のもの。 (1) 第16条の2第2項の規定による命令 (2) 第38条の3の規定による届出の受理 (3) 第83条第3項の規定による立入検査等  (1)及び(3)については、(2)の届出に係るものに限る。			
4 香川南部葬斎場組合	該当なし。	(構成市町) 塩江町・香川町・香南町 (共同で実施している事務) 火葬場の設置、管理、葬斎事業			
				調整案	



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		16 一部事務組合等の取扱い		部会名	総務・企画財政・市民・消防
分類		一部事務組合等の状況			
		現況		問題点・課題	
項目	高松市	香	南	対応策	
		市	町	調整案	
5 香川各市町総合事務組合	該当なし。	(構成市町) 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、県内全町(30町)、消防関係一部事務組合(32組合)、財産区(34財産区)  (共同で処理する事務) ・組合市町等の職員に対する退職手当の支給に関する事務 ・非常勤消防団員の災害補償 ・消防作業及び救急業務協力者の災害補償 ・水防従事者の災害補償 ・災害対策応急措置業務従事者の災害補償 ・非常勤消防団員の退職報償金支給 ・消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、弔慰金、見舞金の支給 ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償 ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務			
6 土地開発公社	【高松市 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月31日		該当なし。		

協議第26号資料

「消防団の取扱いについて」に関する資料

組 織 に つ い て .....	10
消 防 団 員 の 報 酬 等 に つ い て .....	11
消 防 団 員 互 助 共 済 会 に つ い て .....	12
被 服 等 貸 与 に つ い て .....	13
消 防 団 車 両 に つ い て .....	14

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い																																																								
分類	組織																																																								
項目	現 高 松 市	況 香 南 町																																																							
1 組織の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団数 1</li> <li>・方面隊数 6</li> <li>・分団数 26</li> <li>・屯所 55</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団数 1</li> <li>・方面隊数 -</li> <li>・分団数 2</li> <li>・屯所 2</li> </ul>																																																							
2 階級定員及び現員数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階 級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団 長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>26</td><td>26</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>55</td><td>55</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>84</td><td>83</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>158</td><td>157</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>478</td><td>442</td></tr> <tr><td>計</td><td>806</td><td>768</td></tr> </tbody> </table> <p>(平成16年4月1日現在)</p>	階 級	定員(人)	現員数(人)	団 長	1	1	副団長	4	4	分団長	26	26	副分団長	55	55	部 長	84	83	班 長	158	157	団 員	478	442	計	806	768	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階 級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団 長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>41</td><td>41</td></tr> <tr><td>計</td><td>55</td><td>55</td></tr> </tbody> </table> <p>(平成16年4月1日現在)</p>		階 級	定員(人)	現員数(人)	団 長	1	1	副団長	1	1	分団長	2	2	副分団長	2	2	部 長	2	2	班 長	6	6	団 員	41	41	計	55	55
階 級	定員(人)	現員数(人)																																																							
団 長	1	1																																																							
副団長	4	4																																																							
分団長	26	26																																																							
副分団長	55	55																																																							
部 長	84	83																																																							
班 長	158	157																																																							
団 員	478	442																																																							
計	806	768																																																							
階 級	定員(人)	現員数(人)																																																							
団 長	1	1																																																							
副団長	1	1																																																							
分団長	2	2																																																							
副分団長	2	2																																																							
部 長	2	2																																																							
班 長	6	6																																																							
団 員	41	41																																																							
計	55	55																																																							

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・団の組織が異なる。</li> <li>・階級の定員に差異がある。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・香南町消防団を高松市消防団に統合し、高松市消防団香南分団とする。</li> <li>・香南町消防団の団員については、高松市消防団員として引き継ぐものとする。</li> </ul>

調 整 案
<p>香南町消防団は、高松市消防団に統合する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員の報酬等	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 団員報酬	報酬額(年額) 団 長 - 151,900円 副団長 - 88,000円 分団長 - 63,200円 副分団長 - 36,000円 部 長 - 29,700円 班 長 - 27,500円 団 員 - 25,500円	報酬額(年額) 団 長 - 102,000円 副団長 - 85,000円 分団長 - 70,000円 副分団長 - 55,000円 部 長 - 46,000円 班 長 - 42,000円 団 員 - 40,000円
2 出動報酬等	・ 4時間以上の火災出動者及び水防(訓練含む)出動者 1人1回につき 2,800円 ・ 4時間未満の火災出動者及び訓練、警戒等の出動者 1人1回につき 2,400円 ・ 機関員 車両1台当たり1人 年額 6,950円 小型ポンプ1台当たり1人 年額 3,050円	・ 出動報酬 1人1回 2,300円 町外出動の場合は1人1回 12,000円 ・ 機関員手当 各分団1人月額 1,700円 ・ 香川県消防学校受講手当 1人日額 9,000円
3 退職報償金	【5年以上の団員】 消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づく額を支給  【3年以上5年未満の団員】 高松市消防団員相互共助会から 一律 30,000円を支給	【5年以上の団員】 高松市と同じ。  【3年以上5年未満の団員】 香南町から 一律 20,000円を支給
4 公務災害補償	・ 消防団員等公務災害補償等共済基金に加入しており、その規定に基づき支給している。 ・ 消防団員福祉共済に加入しており、その規定に基づき支給している。	高松市と同じ。

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
団員報酬、出動報酬等及び退職報償金に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員互助共済会	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 名称	高松市消防団員相互共助会	該当なし。
2 目的	消防団員の親睦を趣旨とし、相互の共済及び福祉の向上を目的とする。	
3 事業内容等	(事業) 消防団員の死亡、公務負傷の共助救慰、退団者の報償などの給付を行う。  (給付) 死亡弔慰金、公務負傷見舞金、退団者報償、操法大会助成など	
4 会費	団員1人につき 650円(年額)	
5 その他	市の補助金等 一人当たり3,000円を補助(年額)	

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香南町には、消防団員互助共助会がない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い											
分類	被服等貸与											
	現						況					
項目	高松市						香南市					
1 貸与品目・数量等	品目	数量	支給対象	貸与年数	品目	数量	支給対象	貸与年数	品目	数量	支給対象	貸与年数
	制服	1	全員	なし	制服	1	全員	-	制服	1	全員	-
	制帽	1	〃	〃	制帽	1	〃	-	制帽	1	〃	-
	ネクタイ	1	〃	〃	ネクタイ	1	〃	-	ネクタイ	1	〃	-
	盛夏服	2	半袖は副分団長以上	〃	盛夏服	なし	-	-	盛夏服	なし	-	-
	盛夏帽	1	全員	〃	盛夏帽	なし	-	-	盛夏帽	なし	-	-
	訓練服	1	〃	〃	訓練服	2(夏・冬)	全員	-	訓練服	2(夏・冬)	〃	-
	ベルト	3	〃	〃	ベルト	2(夏・冬)	〃	-	ベルト	2(夏・冬)	〃	-
	白手袋	1	〃	〃	白手袋	1	〃	-	白手袋	1	〃	-
	防火衣	消防屯所備付			防火衣	消防屯所備付			防火衣	消防屯所備付		
	ヘルメット	各屯所の消防団員数分			ヘルメット	消防屯所備付			ヘルメット	消防屯所備付		
	長靴	長靴は副団長以上			長靴	1	全員	-	長靴	1	〃	-
	ゴム長靴	1	全員	なし	ゴム長靴	1	〃	-	ゴム長靴	1	〃	-
	階級章	2	〃	〃	階級章	2	〃	-	階級章	2	〃	-
	団員徽章	なし	-	-	団員徽章	なし	-	-	団員徽章	なし	-	-
	訓練ヘルメット	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分			訓練ヘルメット	1	全員	-	訓練ヘルメット	1	〃	1年
	作業用皮手袋	2	全員	なし	作業用皮手袋	1	〃	-	作業用皮手袋	1	〃	-
	アホロキャップ	1	〃	〃	アホロキャップ	なし	-	-	アホロキャップ	なし	-	-
	防寒衣	なし	-	-	防寒衣	1	全員	-	防寒衣	1	〃	-
	雨合羽	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分			雨合羽	消防屯所備付			雨合羽	消防屯所備付		
	脚半	1	全員	-	脚半	なし	-	-	脚半	なし	-	-

部会名	消 防
-----	-----

問題点・課題	貸与品目、数量等に差異がある。
--------	-----------------

対応策	高松市の制度に統一する。
-----	--------------

調整案	高松市の制度に統一する。
-----	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い		部会名	消 防
分類	消防団車両			
現 況				
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 現況	消防ポンプ車（CD-1）10台 消防ポンプ車（BS-1）23台 消防ポンプ車（BD-1）2台 指揮広報車 1台 小型動力ポンプ積載車 17台 小型動力ポンプ積載車（軽）3台	消防ポンプ車（CD-1）2台 小型動力ポンプ積載車（B2）2台	装備等に差異がある。	
			対 応 策	
			香南町消防団の車両の積載資機材は、 当分の間、現行のとおりとする。	
			調 整 案	
			香南町消防団の車両については、高松 市消防団に引き継ぐものとする。	

「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料

国民健康保険（料・税）の賦課等について	16～17
国民健康保険の健康推進事業について	18
出産育児一時金について	19
葬祭費について	20
高額療養費貸付制度について	21



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い																																					
分類	国民健康保険(料・税)の賦課等																																					
	現 況																																					
項目	高 松 市	香 南 町																																				
1 保険料・税の区分	保険料	保険税																																				
2 賦課期日	4月1日	高松市と同じ。																																				
3 賦課方式	4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	高松市と同じ。																																				
4 税率等 (年額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>7.0 / 100</td> <td>1.5 / 100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>26.9 / 100</td> <td>5.9 / 100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>29,100円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>24,200円</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	7.0 / 100	1.5 / 100	資産割	26.9 / 100	5.9 / 100	均等割	29,100円	7,000円	平等割	24,200円	4,300円	課税限度額	530,000円	80,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>5.7 / 100</td> <td>0.6 / 100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>40.0 / 100</td> <td>4.0 / 100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>27,600円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>28,800円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	5.7 / 100	0.6 / 100	資産割	40.0 / 100	4.0 / 100	均等割	27,600円	6,000円	平等割	28,800円	3,000円	課税限度額	530,000円	80,000円
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	7.0 / 100	1.5 / 100																																				
資産割	26.9 / 100	5.9 / 100																																				
均等割	29,100円	7,000円																																				
平等割	24,200円	4,300円																																				
課税限度額	530,000円	80,000円																																				
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	5.7 / 100	0.6 / 100																																				
資産割	40.0 / 100	4.0 / 100																																				
均等割	27,600円	6,000円																																				
平等割	28,800円	3,000円																																				
課税限度額	530,000円	80,000円																																				
5 納期	年8回 (7月から翌年の2月まで 毎月)	高松市と同じ。 (6月から翌年の1月まで 毎月)																																				
6 法定軽減制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7割軽減 前年における総所得金額が33万円以下の世帯</li> <li>・5割軽減 前年における総所得金額が33万円 + (世帯主を除く被保険者数 × 24万5千円) 以下の世帯</li> <li>・2割軽減 前年における総所得金額が33万円 + (世帯主を含む被保険者数 × 35万円) 以下の世帯</li> </ul>	高松市と同じ。																																				

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険税と保険料の違いにより、根拠法令等が異なる。</li> <li>・税率等及び徴収方法等が異なる。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</li> <li>・香南町で賦課・収納した保険税については、高松市がそのまま保険税として引継ぎ、遡及等が生じた場合は、保険税の法令を適用する。</li> <li>・香南町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</li> </ul>

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> <li>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</li> <li>ただし、医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</li> </ul>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い		部会名	市民
分類	国民健康保険(料・税)の賦課等			
現 況				
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
7 減免制度	天災その他災害を受けた者、その他特別の事情のある者 高松市国民健康保険料減免取扱基準により適用	高松市と同じ 香南町国民健康保険税減免取扱基準により適用		
8 徴収方法等	滞納世帯へは、主として非常勤の国保推進員が臨戸訪問し収納している	滞納世帯へは、職員による臨戸徴収を実施している。 徴収困難なものは、木田香川滞納整理組合に委託している。		
			対 応 策	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	国民健康保険の健康推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 人間ドック助成	<p>対象者(下記の条件をすべて満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険に1年以上継続して加入していること</li> <li>・満40歳以上であること</li> <li>・納期限の到来している保険料を完納していること</li> </ul> <p>助成額 1人1年度につき25,000円</p>	<p>対象者(下記の条件をすべて満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満40歳以上70歳未満であること</li> <li>・納期限の到来している保険料を完納していること</li> </ul> <p>助成額(1日コースのみ対象) 自己負担 7,000円でそれ以外助成</p>
2 脳ドック助成	<p>対象者(下記の条件をすべて満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険に1年以上継続して加入していること</li> <li>・満40歳以上であること</li> <li>・納期限の到来している保険料を完納していること</li> </ul> <p>助成額 1人1年度につき25,000円</p>	該当なし。
3 がん検診等助成	該当なし。	胃がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、肺がん、C型肝炎、前立腺がん、健康度測定について、国保被保険者は無料

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・人間ドック助成の対象者及び助成額が異なる。</p> <p>・香南町には、脳ドック助成制度がない。</p> <p>・高松市には、がん検診等助成制度がない。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い		部会名	市民
分類	出産育児一時金			
現 況				
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 受給対象者	国民健康保険被保険者で出産(死産も含む。)した者 ただし、資格取得後6カ月以内で、それ以前に社会保険の本人資格が1年以上ある場合は除く。	高松市と同じ。	支給期日が異なる。	
2 給付額	出生児1人につき30万円	高松市と同じ。		
3 給付の手続き	・出生届の後の場合 申請書だけを提出 ・出生届以前の場合 医師の出生証明等の添付が必要 ・死産の場合 埋葬許可書又は医師の証明が必要	高松市と同じ。		
4 給付方法	世帯主の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。		
5 支給期日	・口座振込.....申請から1週間 ・現金払い.....即日に支給	・口座振込.....支給日は8、18、28日 ・現金払い.....申請後、速やかに支給		
			対 応 策	
			高松市の制度に統一する。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	葬祭費	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 受給対象	国民健康保険被保険者が死亡した場合に、葬儀を行った者	高松市と同じ。
2 給付額	1件当たり5万円	1件当たり3万円
3 給付の手続き	国民健康保険離脱手続きに併せ、申請書を提出	高松市と同じ。
4 給付方法	申請者の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	・口座振込.....申請から2週間 ・現金払い.....支給日は、月2回	・口座振込.....支給日は8、18、28日 ・現金払い.....申請後、速やかに支給

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
給付額及び支給期日が異なる。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	高額療養費貸付制度	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 申請者の資格	・国保料を完納していること ・所得税の非課税者のみで構成されている世帯	国保料を完納していること
2 貸付限度額	高額療養費該当額の9割	高額療養費該当額の8割
3 貸付利息	なし	なし
4 償還方法	高額療養費支給時に、自動振替	高松市と同じ。
5 貸付基金	なし 国民健康保険事業特別会計予算で対応	高額療養費つなぎ基金

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
申請者の資格及び貸付限度額が異なる。 高松市では、高額療養費貸付基金を設置していない。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。